

地方自治法第199条第7項に基づき、令和5年度に実施した財政援助団体等の監査結果を下記のとおり公表する。

令和5年12月1日

日野町代表監査委員 東 源 一 郎

### 監 査 結 果

1. 実施監査委員 東 源一郎 ・ 川東 昭男
2. 監査の種類 財政援助団体等に対する監査
3. 監査等の概要

ア. 監査等の実施日時および監査対象課等

令和5年9月22日（金） 午前10時5分～午前11時5分

日野町少年センター運営委員会、学校教育課

イ. 監査等の対象とした事項および範囲

令和4年度日野町少年センター運営負担金 8,824,000円

ウ. 監査手続

関係証拠書類の提出を求め、説明を受け、質疑応答により実施した。

エ. その他監査等の目的、着眼点

対象事業の内容、公益上の必要性、算定方法、証拠書類の整備、事務手続の適正等を主眼に監査した。

### 4. 監査結果

ア. 監査等による事務の執行、事業の管理状況についての意見

町および団体における負担金管理に誤りのないことを認める。

近年、子どもや青少年を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、少年の非行防止、健全育成のため、様々な取組をいただいていることに感謝申し上げます。相談や学習支援、また地域や関係機関と連携した少年センターの活動は、子ども・青少年の成長にとって重要な役割を担っていただいているところであり、引き続き、継続した活動をお願いする。

イ. 指摘事項

なし